

中小企業診断士・社会保険労務士

大塚 教晃

OTSUKA Michiaki

経営戦略上の安全衛生 ―危機管理と現場力の強化―

岐阜商工会議所専門家研究会 (ぎふ専研)

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

「安全第一」を唱えたUSスタイルのゲリー社社長は「品質第二」、「生産第三」と順序付けしました。しっかりした安全衛生の基盤があつて初めて品質と生産(商品、サービス)があります。(図1)国内139社への調査研究でも安全衛生活動には2・7倍の経済効果があつたのです。(中災防報告書「安全対策の費用対効果」)

1 労働災害によるリスク

ある労災死亡事故では、被災者に支払われた補償金は約6300万円でした。この内、労災保険や損害保険での補償額約1300

0万円を除いて企業が支払った金額は約5000万円と聞きます。1億6000万円を超える高額賠償の事例もあります。(表1)設備投資なら、その機械が儲けてくれますが、労災補償金は何も生みません。賠償金以外にも企業には多大な損失が発生します。機械器具の損傷、治療費、葬祭費、休業等の損害以外に後遺障害や死亡による逸失利益に加え、慰謝料などが発生します。

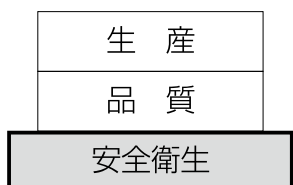
商業やサービス業では労災は他人事と思われているフシがありますが、これらの業種での労災件数が急増して全体の約42%にも達しています。転倒、やけど、腰痛、

バックヤードでのフォークリフトなどの事故も従業員の高齢化もあり大々となる傾向が目立っています。

2 法的責任

刑事、民事の両方の責任を問われます。防止することができたのにそれをしなかった場合には業務上過失致死(傷)罪が問われ、懲役(禁固)又は罰金が科せられます。労働安全衛生法の違反でも同様です。企業だけでなく責任者個人に責任が問われる両罰規定です。民法の不法行為責任や債務不履行責任で賠償責任を問われる可能性も

■図1 経営戦略上の安全衛生



■表1 高額労災賠償判例

No.	事件名	事故内容	被害程度	賠償金額
1	山六木工事件	クレーン積込作業で原木が落下	頸椎損傷	1億6524万円
2	オタフクソース・石本食品事件	過労によるうつ病	自殺	1億1111万円
3	関西医科大学事件	過労による突然死	死亡	8434万円
4	古見興業事件	解体工事中転落し頸椎損傷	下半身不随	8323万円
5	東京鍛錬所事件	砥石破裂による負傷	両眼失明、鼻骨骨折	6080万円

5 おわりに

衛生法では社員採用時、業務変更時、職長新任時などでの安全衛生教育が義務付けられています。仕事の正しいやり方を教われれば合理的で正しい方法で業務を行えるようになります、生産性も向上し必然的に事故は防げるのです。職長教育では作業手順書の作成、仕事の与え方、指示・指導など現場のマネジメントを学習します。まさに「現場力の強化」です。

あります。最近では労働契約法に明文化された安全配慮義務により、私病で健康を害した労働者が業務により増悪させた場合にも労災として扱われる判例が増加しています。

3 危機管理

危機(リスク)を極小化するのが「危機管理」です。生じた損害を労災保険や保険会社の労働災害総合保険等の給付で補うタイプと

日々事故や損害そのものを小さくする安全衛生管理のタイプがあります。すべてを保険で補償することとは困難です。従って、安全衛生管理で損害を極小化することが重要になります。もちろん法規に規定された設備・機械等の安全化対策は必須です。

4 現場力の強化

労災では約9割に労働者自身の不安全行為があります。労働安全

プロフィール

(株)東海アソシア 代表取締役、大塚社会保険労務士事務所所長 中小企業診断士、社会保険労務士 技術者としてヘリコプターの開発・営業・アフターサービス・海外駐在などを経験した特異な経営コンサルタントである。最近では、安全衛生の出前教育や給与・人事評価制度の構築に力を入れている。



大塚 教晃
おおつかみちあき

安全衛生管理は余計な活動ではなく現場力の強化そのものであり、品質の向上および生産性の改善にも繋がるものなのです。安全衛生を重要な経営戦略事項として再認識していただくことをお勧めいたします。